

## 入札公告

次の業務について以下のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月17日

契約担当者

兵庫県神戸県民センター長 内藤 良介

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

グリーンベルト対策 令和6年度樹林整備（中尾谷外）

#### (2) 業務場所

神戸市中央区葺合町外

#### (3) 業務概要

樹林整備工事 12.0箇所

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### (5) 最低制限価格 有（ランダム係数 有）

#### (6) 工種

森林整備工事

### 2 入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者（「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」）として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限期間中でない者。

(3) 参加申込の期限日及び入札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 「兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱」に定める履行能力を有すること。森林整備には、残存木の保護や樹種の特性など林業の知識を必要とするため、下記の資格を有する管理技術者および現場技術者（以下、配置予定技術者）を1名以上有していること。

(ア) 管理技術者：林業技士又はフォレストマネージャー（総括現場管理責任者）又は技術士（森林部門）

(イ) 現場技術者：林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）又は森林整備士又はフォレストワーカー（林業作業士）又はフォレストリーダー（現場管理責任者）又は技術士補（森林部門）

(5) 配置予定技術者は、下記の要件を満たすこと。

(ア) 管理技術者及び現場技術者を本件業務に適正に配置できること。また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。なお、上記（4）（ア）の管理技術者と（イ）の現場技術者は兼任することができる。

- (イ) 契約履行期間中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。
- (6) 平成21年度以降に、国、都道府県、市町、(公社)ひょうご農林機構が発注した森林整備(本数調整伐(間伐)、除伐、枝落し、つる切り、下刈等の維持管理)工事、業務[公園、緑地、道路の工事は除く]を元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成し、その引渡しが完了した実績を有すること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)。
- (8) 兵庫県内に主たる営業所を有すること。
- (9) 本工事に係る設計図書等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。  
(ア) 本工事に係る設計図書等の受託者 (公社)ひょうご農林機構  
(イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者  
(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (10) 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。

### 3 契約条項等を示す期間及び場所

森林整備業務委託契約書等及び下記8(3)オで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧期間

令和7年1月17日(金)から1月30日(木)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問合せ先)

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号  
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所工事業務課  
電話番号078-737-2104  
電子メール koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp

### 4 入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

#### (1) 交付期間

##### ア 入札参加資格確認資料

令和7年1月17日(金)から1月30日(木)まで

##### イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

令和7年1月17日(金)から1月30日(木)まで

#### (2) 交付方法

兵庫県ホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。なお、様

式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札公告/委託・役務」→本件業務の「業務名称」→「公告文書等」を順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(3) 交付に関する問い合わせ先

上記3(2)と同じ。

(4) 入札参加資格確認資料は、下記9において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(1)の交付期間内に上記(2)により様式等を取得しておくこと。

## 5 入札の参加申込

本業務の入札参加を希望する者は、入札参加申込書を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和7年1月17日（金）から1月23日（木）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

〒653-0055

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所工事業務課

電話番号078-737-2104 電子メール koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp

(3) 提出方法

上記(2)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 6 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問がある場合は、次に従い質問書(様式20号)を作成の上、提出すること。

ア 提出期間

令和7年1月17日（金）から1月24日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法

質問書は、文書又は電子メールで質問すること。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和7年1月27日（月）から1月28日（火）まで

イ 閲覧場所

回答書は、文書又は電子メールで回答する。

## 7 入札保証金

不要

## 8 入札手続等

(1) 入札書の受付、開札日時・場所

令和7年1月31日（金）10時30分

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎4階C会議室

## 兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所

### (2) 入札方法等

- ア 入札書に必要な事項を入力し、上記8(1)の入札日時に持参すること。  
イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を、令和7年1月30日(木)正午までに上記5(2)の場所に提出すること。

#### ① 持参による場合

業務名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

#### ② 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の課室名を明示すること。

### (3) 入札に関する条件

- ア 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。
- イ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ウ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、ただちに再度の入札を行う。なお、落札候補者がいる場合であって、下記10において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、1日を改めて再度の入札を行う。
- エ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (ア)初度の入札に参加して有効な入札をした者(初度の入札において、最低制限価格又は失格基準価格に達しない価格で入札した者を除く。)
- (イ)初度の入札において、上記ア、イの条件に違反し無効となった入札者のうち、イに違反し無効となったもの以外の者。
- オ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)アの入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- カ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び業務名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札公告に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。
- ク 入札書(封書)を、入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 下記12で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- ウ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 最低制限価格は最低制限基本価格にランダム係数を乗じた値とする。（円未満は切り捨て）
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）。

イ 提出部数

1部

ウ 提出資料等

（ア）同種の工事等の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種の工事、業務の施工実績を、様式Aに記載すること。なお、平成21年度以降に、工事等が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事等に係る契約書の写し等、同種の工事等であることが確認できる書類を添付すること。

（イ）配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式Bに記載すること。また、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

工 提出方法

（ウ）物品関係入札参加資格者（「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」）

認定が確認できる書類（物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し等）

オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

- キ 提出された資料は、返却しない。
- ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。
- ケ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を上記(2)アの提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

## 10 落札者の決定方法

- (1)落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2)最低制限価格を設けているので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。
- (3)落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4)無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

## 11 契約の締結

- (1)落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2)落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (3)契約締結方法は、電子契約または紙契約とする。(契約保証書も含む)

## 12 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1(調査基準価格を下回った価格をもつて契約を締結する場合にあっては、10分の3)以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2)債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3)債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4)県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払

無

(2) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の 10 分の 3 以内の前金払を行う。

(3) 部分払

無。なお、県の都合により契約履行期間を変更した場合は、変更後の期間に応じて部分払の回数を変更することがある。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札結果については、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページにて公表する。